

宅地分譲のご案内

陸別町

■ 施設概要 ■

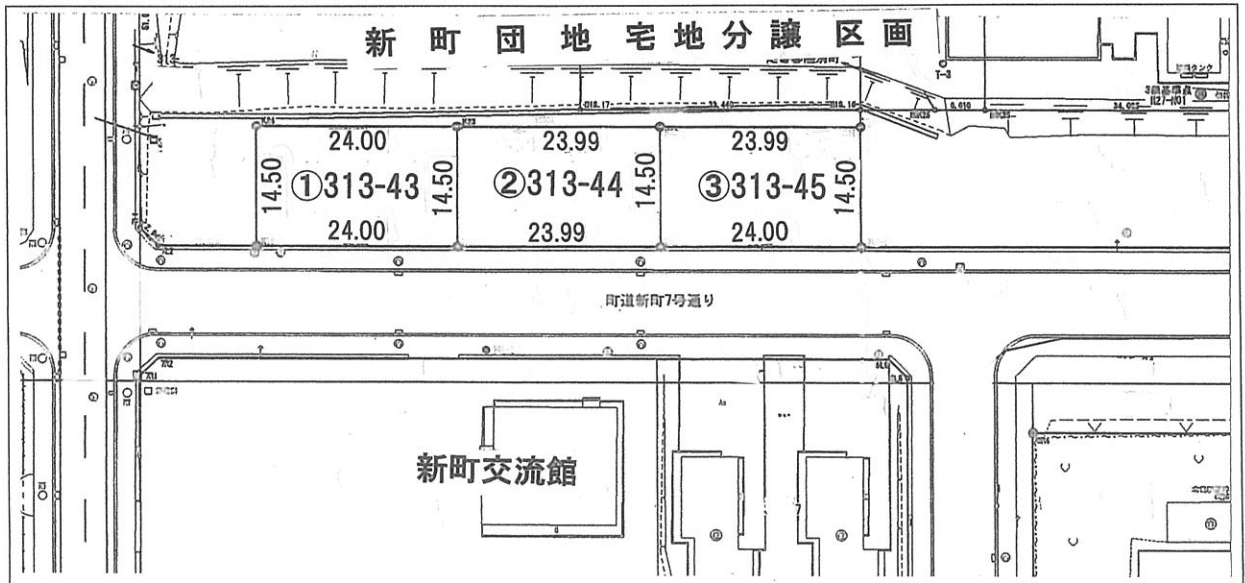
1. 分譲区画数 一般宅地3区画（新町団地）
2. 所在地 ①陸別町字陸別西1線313番地43 348.01㎡（約105.27坪）
②陸別町字陸別西1線313番地44 347.99㎡（約105.26坪）
③陸別町字陸別西1線313番地45 348.00㎡（約105.26坪）
3. 分譲価格 1㎡単価 1,872円（参考：坪単価 約6,188円）
4. 団地内設備 団地内隣接道路（車道5.5m・歩道2.5m）上下水道宅地内接続可
5. 交通・施設 **バス** 帯広方面（十勝バス）新町停留所まで徒歩4分
北見方面（北見バス）陸別停留所まで徒歩15分
施設 町立国保診療所まで徒歩17分、町立小学校まで徒歩24分
町立保育所まで徒歩27分、陸別町役場まで徒歩17分

■ 募集要項 ■

1. 募集条件（詳細を定めた陸別町町有宅地分譲実施要領・要綱は総務課で閲覧できます。）
 - ①自分で居住する住宅を建設するため、宅地を必要とする個人の方
（町内に住宅、宅地を有する者がなんらかの都合により住宅等を処分し、新たに住宅を建築するため宅地を求める場合を含む）
 - ②契約後3年以内に住宅を建設できる方
（町外在住の方でも申し込み出来ます。詳細については相談下さい。）
 - ③上記の条件に違反した場合や他人に譲渡したときは、土地を買い戻します。
（分譲した宅地には、5年間の買戻し特約登記を付記します。）
※特約登記は、土地の転売、貸付等を行えないようにするものです。
2. 申込期間（土・日・祝日・閉庁日を除きます。）
第一次 令和6年6月17日（月）より令和6年8月16日（金）まで
第二次 分譲地に空きがある場合、令和6年8月26日（月）より順次受け付けます。
3. 申込方法
「町有宅地分譲申込書」により申し込みください。1人1区画とします。
なお、申込書は総務課管財防災担当でお受け取りください。
4. 選定方法
 - ①第一次期間 締め切り後、抽選を行います。
 - ②第二次期間 申し込みの先着順とします。
ただし、同日に申し込みのあった場合は抽選で決定します。
5. 代金支払い方法
土地の売買契約時に分譲代金の20%（千円未満切捨）の保証金を納入していただきます。
残りの分譲代金は、契約の日から起算して90日以内に納入していただきます。
6. その他の条件
 - ① 所有権移転登記は、分譲代金完納後行います。
 - ② 契約及び所有権移転登記に伴う費用は、買受人の負担となります。
 - ③ 土地売買契約後の宅地の維持管理は、買受人が行います。
 - ④ 歩道・縁石等は現状のままです。
 - ⑤ 区画②③奥側にある北電柱は撤去されます。

※新築にあたっては陸別町移住定住促進住宅建設等補助事業などがありますのでお問い合わせください。

【新町団地分譲地】位置図



区画番号	住 所	面積 (㎡)	面積 (坪)
①	字陸別西1線313-43	348.01	105.27
②	字陸別西1線313-44	347.99	105.26
③	字陸別西1線313-45	348.00	105.26

申込先 陸別町役場 総務課 管財防災担当 まで
 詳しい内容を確認されたい方は下記にご連絡ください。
 TEL 0156-27-2141 (内216)